（証券コード　8160）
平成27年６月10日

株　主　各　位

名古屋市昭和区白金三丁目18番13号
株式会社　木　曽　路
取締役社長 松　原　秀　樹

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月25日（木曜日）午前10時
２．場　　所　　名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
　　名古屋銀行協会会館　５階大ホール
　　（注）開催場所は、末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。
３．目的事項
　　報告事項　　第66期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役９名選任の件
　　第４号議案　取締役の報酬限度額改定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.kisoji.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀の金融緩和により企業収益や雇用環境の改善など明るい兆しがみられました。その一方で消費税率引上げ以降個人消費の回復に時間を要するなか、先行する物価上昇に伴う実質所得の低下や海外経済動向など依然先行きは不透明な状況で推移しました。

外食業界におきましては、期初、消費税率引上げの影響は総じて限定的であったものの、夏場の天候不順や円安の影響による原材料価格の上昇、人材の確保、異業種との競争など依然として厳しい経営環境で推移しました。

このような経営環境のなかで当社は、１店舗の新規出店、４店舗の改装、１店舗の業態転換（素材屋からじゃんじゃん亭）、１店舗の退店を実施し、その結果、当事業年度末の店舗数は１６９店舗となりました。

営業面では、旬の料理の提供やお客様ニーズに合わせたメニューの投入など料理・サービスの充実に努めるとともに、季節毎のイベントを中心に販売促進活動を実施した結果、消費税率引上げから直接的に受ける大きな影響もなく、既存店において増収基調で推移しておりました。しかしながら、昨年８月に発覚した一部の店舗におけるメニュー表示と異なった食材使用の問題（以下、メニュー不正表示問題と表現します。）が大きく影響し、売上高が前事業年度と比べ5.0％の減少となりました。

費用面では、一部の食材の値上がりや厳しい採用環境のなか人件費の増加並びに店舗改装、設備の更新を政策的に進めたため修繕費が増加しました。また、メニュー不正表示問題への直接的な対策費用として64百万円を計上しました。

この結果、当事業年度の売上高は434億30百万円（前事業年度比5.0％減少）、営業利益は２億34百万円（同83.1％減少）、経常利益は２億75百万円（同80.6％減少）となりました。また、特別損失として、固定資産除却損45百万円、減損損失６億14百万円、合計６億60百万円(前事業年度は１億10百万円)を計上しました。

以上の結果、当期純損失は６億１百万円（前事業年度は当期純利益６億12百万円）となりました。また、１株当たり当期純損失は23.27円（前事業年度は１株当たり当期純利益23.70円）となりました。

（部門別の概況）

木曽路部門

しゃぶしゃぶ・日本料理の「木曽路」部門は、旗艦店である瓦町店の全面改装を含む２店舗の改装を実施し、当事業年度末店舗数は１１８店舗となりました。

営業面では、季節毎のイベントを実施するとともに旬のメニューや幅広いお客様のニーズに合わせたメニューなどの充実に努めました。しかしながら、メニュー不正表示問題の影響や秋の「しゃぶしゃぶ祭り」を中止したことなどにより、売上高は363億57百万円（前事業年度比5.1％減少）となりました。

素材屋部門

居酒屋の「素材屋」部門は、１店舗の退店（じゃんじゃん亭への業態転換）により、当事業年度末店舗数は１８店舗となりました。

営業面では、コアメニューの串焼きの拡販、旬メニューや焼酎のお値打ち販売並びに平日限定フェアの実施により来店客数の増加に努めましたが、既存店の売上高は前事業年度を下回りました。また、前事業年度中の７店舗の退店が響き、売上高は27億33百万円（同17.0％減少）となりました。

鈴のれん部門

和食レストランの「鈴のれん」部門は、店舗の異動はなく、当事業年度末店舗数は９店舗であります。

営業面では、季節メニューを充実するとともにグランドメニューの内容、接客サービス、販売促進活動の見直しを行い営業体制の強化に努めました。当事業年度の売上高は14億25百万円(同2.3％減少)となりました。

とりかく部門

鶏料理の「とりかく」部門は、店舗の異動はなく、当事業年度末店舗数は１０店舗であります。

営業面では、歓送迎会、忘年会など宴会メニューをより充実させ、また、こだわりの旬の一品提供などを行いました。その結果、売上高は10億60百万円（同2.2％増加）となりました。

じゃんじゃん亭部門

焼肉の「じゃんじゃん亭」部門は、１店舗の業態転換（事業年度末日現在、改装中）と１店舗の退店により、当事業年度末店舗数は８店舗であります。

営業面では、法人や学生のイベント等に合わせた予約獲得活動を強化し、また、全店で食べ放題メニューの拡販、タッチパネルによる注文システムを導入するなどスピード提供に取組み来店客数の増加に努めました。その結果、売上高は10億30百万円（同8.3％増加）となりました。

ウノ部門

ワイン食堂の「ウノ」部門は、１店舗の新規出店により、当事業年度末店舗数は６店舗となりました。

営業面では、豊富な種類のワインを取り揃え、また、季節毎のフェアの実施やパーティーコースの充実などに努めました。その結果､売上高は７億39百万円(同31.9%増加）となりました。

その他部門

その他部門は、外販（しぐれ煮、胡麻だれ類）、不動産賃貸等であります。

その売上高は83百万円（同4.6%減少）であります。

部門別売上高

区　　分	売　上　高	構　成　比
木曽路部門	36,357百万円	83.7 %
素材屋部門	2,733	6.3
鈴のれん部門	1,425	3.3
とりかく部門	1,060	2.4
じゃんじゃん亭部門	1,030	2.4
ウノ部門	739	1.7
その他部門	83	0.2
合　　計	43,430	100.0

(2) 対処すべき課題

わが国において人口の減少・高齢化や国際化が一層進展していくとともに、外食企業の経営環境は大きく変わっていくものと予想されます。また、当社はメニュー不正表示問題を重く受け止め、お客様や社会からの信頼回復を第一にコンプライアンスの強化に努め、経営理念の実践により会社の成長性・収益性の向上を実現していくために次のような課題に取り組んでいきます。

第一は、「コンプライアンスの強化、経営理念の実践」であります。組織活性化に向け、働く環境の改善に努め、経営理念の実践や木曽路行動憲章を再確認することで規律礼節・誠実さを重んじる企業風土を築き上げていきます。また、多様化するお客様のニーズにお応えするために料理の品質や接客サービス力を向上させ、確実な衛生安全の確保はもとより、マニュアルを超えて、一人ひとりのお客様に最適の料理とサービスを提供できるように取り組みます。

第二は、「人材の育成」であります。コンプライアンス教育体制を整備するとともに、現場教育、顧客管理及びモチベーションを上げることのできる人材を育成するため教育体系の再構築を行っていきます。また、調理・接客の専門技能の、より一層の向上に取り組み、付加価値の高い商品とサービスを提供できるように取り組みます。

第三は、「収益基盤の拡充」であります。既存店の業績回復を最重要課題として取り組み、経営理念、基本コンセプトに立脚した事業展開はもとより、変化する経営環境に適合したビジネスモデルを常に模索し、強固な収益基盤の構築を目指します。また、外食市場の縮小傾向が続く中で成長を遂げるため、計画的な出店、業容拡大に向けた業態のブラッシュアップとともに新業態の開発・展開に積極的に取り組みます。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施しました設備投資総額は、11億54百万円（前期比17.6減少）であり、その内訳は、店舗の新設に１億81百万円、店舗の改築・改装等に８億51百万円、名古屋工場設備改修及び情報システム関連投資等に１億21百万円であります。

また、当事業年度中に除却しました固定資産は、26百万円であります。

なお、当事業年度中に出店した新設店舗は１店舗、改装は４店舗、業態転換は１店舗であります。

(4) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は特にありません。

(5) 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	620百万円
株式会社近畿大阪銀行	100
株式会社名古屋銀行	100
株式会社愛知銀行	100
株式会社みずほ銀行	30

(6) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　分	第 63 期 (平成24年３月期)	第 64 期 (平成25年３月期)	第 65 期 (平成26年３月期)	第 66 期 (当事業年度) (平成27年３月期)
売上高	44,150	45,391	45,721	43,430
経常利益	1,362	1,637	1,424	275
当期純利益 (当期純損失(△))	417	739	612	△601
１株当たり当期純利益 (1株当たり当期純損失(△))	16円15銭	28円61銭	23円70銭	△23円27銭
総資産	38,685	39,467	39,085	38,213
純資産	29,153	29,702	30,000	29,522

［第63期］季節的イベントの開催、旬の料理の提供に注力し、料理・サービスの充実と販売促進活動の強化に努めました。放射能物質による汚染問題が減収要因となりましたが、前年の震災による落ち込みの反動などもあり、売上高は増収となりました。費用面では、節電対策の推進や労働時間管理の改善などに取組みました。また、店舗数減少による減価償却費、賃借料などの減少により、経常利益、当期純利益ともに増益となりました。

［第64期］旬の料理の提供など料理・サービスの充実に努め、季節的イベントを中心に販売促進活動を展開しました。前年に放射能物質による牛肉汚染問題の影響で売上が減少したことの反動もあり、売上高は増収となりました。費用面では、水道光熱費の値上がりや店舗の新設・改装に伴う開店経費、ポイント制度変更に伴う販売促進費など、経費は広範囲にわたり増加を余儀なくされました。しかし、一方で、人件費や固定費の抑制に取組み、販売費及び一般管理費率を若干ながら引き下げることにより、経常利益、当期純利益ともに増益となりました。

［第65期］旬の料理の提供やお客様ニーズに合わせたメニューの投入など料理・サービスの充実に努めるとともに、季節毎のイベントを中心に販売促進活動を実施しました。また、業績不振店の退店を実施する一方で、新業態の出店により売上高は微増となりました。費用面では、ポイント制度変更に伴い販売促進費が減少した一方で、天候不順による生鮮食料品価格の上昇、光熱費の値上がりや厳しい採用環境のなか募集費などの増加を余儀なくされ、経常利益、当期純利益ともに減益となりました。

［第66期］当事業年度につきましては、(1) 事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（平成27年３月31日現在）

当社は、親会社及び子会社はありません。

(8) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社は、料理・飲食物の加工調理提供を主要業務とする飲食店を営業しております。

部門別の内容

部門区分		内容
木曽路部門		しゃぶしゃぶ・日本料理
素材屋部門		居酒屋
鈴のれん部門		和食レストラン
とりかく部門		鶏料理
じゃんじゃん亭部門		焼肉
ウノ部門		ワイン食堂
その他部門	外販	しぐれ煮、胡麻だれ類
	不動産賃貸	名古屋市昭和区山手通の店舗

(9) 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

本　　社　：　愛知県名古屋市昭和区
東　　京　：　東京都港区
大　　阪　：　大阪府吹田市
直営店舗　：　169店舗

店舗の地域別分布

区分	店舗数	区分	店舗数
栃木県	1店	岐阜県	3店
茨城県	1	三重県	3
群馬県	1	和歌山県	1
埼玉県	9	奈良県	1
千葉県	5	大阪府	25
東京都	49	兵庫県	8
神奈川県	10	福岡県	3
静岡県	1		
愛知県	48	計	169

名古屋工場　：　愛知県大府市（調理加工場兼物流センター）

(10) **使 用 人 の 状 況**（平成27年３月31日現在）

性　　別	使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　　性	1,011 名	18 名(減)	39.9 歳	10.2 年
女　　性	197	9 (増)	36.7	6.1
合計または平均	1,208	9 (減)	39.4	9.6

（注）　上記使用人のほか、パートタイマー3,652名（８時間勤務換算）が在籍しております。前期末比138名減少しております。

２．株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　　60,000,000株

(2) **発行済株式の総数**　　25,913,889株（うち自己株式　76,960株）

(3) **株　　主　　数**　　20,962名

(4) **大 株 主 の 状 況**

株　　主　　名	当社への出資状況	
	所有株式数	出資比率
木曽路共栄会	1,136千株	4.39 %
松原秀樹	722	2.79
株式会社三菱東京UFJ銀行	685	2.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	663	2.56
木野ひとみ	606	2.34
吉江則子	517	2.00
アサヒビール株式会社	496	1.91
株式会社プルメリア	420	1.62
麒麟麦酒株式会社	352	1.36
サントリー酒類株式会社	352	1.36

（注）出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉　江　源　之	
代表取締役社長	松　原　秀　樹	
専務取締役	木　野　克　典	東京駐在
取　締　役	仲　沢　栄　一	内部監査室長、衛生管理室担当
取　締　役	稲　垣　信　一	商品部長、外販営業部担当
取　締　役	松　岡　利　朗	人事総務部長
取　締　役	大　橋　　浩	企画部長、 経理部・事務能率センター担当
監査役（常勤）	松　岡　宏　昌	
監査役（常勤）	青　野　康　徳	
監　査　役	加　藤　正　樹	公認会計士 (株)ナ・デックス　社外監査役
監　査　役	熊　田　登与子	弁護士

（注）１．監査役加藤正樹氏、熊田登与子氏は、社外監査役であります。
２．監査役加藤正樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．当社は、監査役加藤正樹氏、熊田登与子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として、各取引所に届け出ております。
４．当事業年度中における取締役の異動
該当事項はありません。
５．当事業年度中における監査役の異動
該当事項はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の総額
取締役	7名	145百万円
監査役 （うち社外監査役）	4名 （2名）	24百万円 （3百万円）
合計	11名	169百万円

（注）１．報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役及び監査役の報酬限度額は、平成５年６月29日開催の第44回定時株主総会決議において、取締役２億40百万円（年額）、監査役30百万円（年額）を限度としております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

(3) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職先	当社との関係
監査役	加藤正樹	(株)ナ・デックス　社外監査役	重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
監査役	加藤正樹	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、また、監査役会14回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	熊田登与子	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また、監査役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

（注）上記取締役会の開催回数のほか会社法第370条及び当社定款第27条第２項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が４回ありました。

③ 社外取締役について

当社は、独立した第三者による経営監視の観点から社外取締役の必要性について十分に認識し、検討して参りましたが、今般、社外取締役候補者２名を含む取締役選任議案を株主総会へ上程することと致しました。

４．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	20百万円
②	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また上記の場合のほか、会計監査人が適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

５．業務の適正を確保するための体制

Ⅰ．業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（会社法第362条第４項第６号）について、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

(1) 基 本 的 方 針

① 取締役会は、取締役の職務執行が法令・定款に適合していることを確保するために、内部統制の機能が重要かつ不可欠であるとの認識に立ち、その整備・充実に向けて自主的な努力をする。

② 内部統制制度を確立しその有効性を確保するために、代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し運営する。

(2) 法令等の遵守体制の整備

① 内部統制が機能する環境として、企業倫理が周知・徹底された健全な企業風土を構築する。企業倫理や遵法精神の確立のために、行動規範である「木曽路行動憲章」の周知・徹底を図る。

② 取締役会の決議に当っては、決議内容の適法性・妥当性を確保するために、(1) 善管注意義務・忠実義務、(2) 遵法精神、(3) 客観的・科学的事実認識、(4) 合理的手続、(5) 適時性の観点から議案を検討する。
③ 「内部監査室」は業務部門からの独立性を確保し、不正の未然防止・早期発見・再発防止に努める。
④ 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、被害の防止に努める。
⑤ 企業倫理や法令遵守の問題に関する公益通報・相談制度を適切に運営する。
⑥ 業績評価・表彰においては、業容・体質関連項目の評価と共に、内部監査・衛生検査の成績や事故等の発生状況を勘案することとする。

(3) リスク管理体制の整備

① 衛生安全に関する基準を常に周知・徹底し、品質の確保と食品事故の未然防止に努める。
② 個別業務に係るリスクは各業務所管部が規程を定めて、適切な方法でリスクを管理する。
③ 過誤・不正等の事故の未然防止、早期発見のために異例異常取引を情報システムによって即時・重点的に監視する。
④ 情報システムの信頼性・安全性対策を適切に実施する。
⑤ 大規模災害等の発生時に人的・物的被害を最小限にとどめ、早期に営業を復旧し継続することを目的として「事業継続基本計画」を定め周知・徹底する。

(4) 情報の保存・管理体制の整備

① 文書等情報の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切な方法・期間で保管する。
② 株主総会、取締役会の議事録は関連資料とともに法定の期間、適切に保管する。
③ 内部者情報、個人情報等の取扱いに関する規程を整備し、その周知・徹底を図る。
④ 会社情報の開示については、「情報開示の基本方針」に基づき迅速・正確・公平な開示に努める。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

① 会計規則・基準に基づき「経理規程」等を整備し、その周知・徹底・遵守に努める。
② 財務計数については、各々の業務実績を統合情報システムによって集計し、正確性と迅速性を確保する。
③ 相互牽制機能を情報システムによって確保し、異常の早期発見、迅速な対策推進に努める。
④ 月次損益制度により財務計数の内容を毎月検証し、適正性を確保する。

(6) 取締役の職務執行（経営）の効率性を確保するための体制の整備

① 組織効率と相互牽制機能の確保の観点から、業務分掌と責任・権限を適切に定める。

② 会社の業務は、経営方針・経営計画に基づき、組織的連携と統制の下に遂行する。

③ 利益管理においては、総合予算、月次損益、原価計算、独立採算の各制度のもとに計画的で整合性のある業績伸展と、問題点の早期発見・対策推進に努める。

(7) 監査役監査の実効性を確保するための体制の整備

① 監査役を補助する使用人を必要とするときは、監査役からの依頼により適切な者を指名し、監査役の指揮・命令の下で、取締役から独立して、補助業務に当らせる。

② 取締役は会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。
また、監査役からの求めにより業務・財産の状況について報告する。

③ 監査役監査、監査法人監査、内部監査は相互に連携を図り、各監査の実効性の確保に努める。

Ⅱ．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、平成26年度に発覚しましたメニュー不正表示問題の原因究明と共に、内部統制システム構築に関する基本方針に基づき、下記のような取り組みを実施しました。

(1) コンプライアンスの徹底のため、コンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンス・リスクの洗い出し、また、意識啓蒙の施策や教育プログラムの実施を開始しました。

(2) 実効性のある内部監査を実施するため、内部監査員の増員、監査基準の見直しを行い、体制強化を図りました。また、内部通報制度を見直し、風通しのよい企業風土づくりを目指します。

(3) メニュー不正表示問題の具体的対策として、表示に関わる職務分掌を明確にし、また、情報システムによる迅速・効率的な監査体制を構築しました。

(4) 店舗での原価管理環境の改善の為、メニューレシピの総点検、食材取扱ルールの見直し、キッチントレーナーの増員等を行いました。

（注）１．本事業報告に記載の金額、株式数及び出資比率は、表示単位未満を切り捨て、その他の比率については四捨五入して表示しております。
２．本事業報告に記載の金額には、消費税等は含んでおりません。
３．本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末現在のものであります。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**15,906**	**流動負債**	**5,795**
現金及び預金	13,554	買掛金	1,205
売掛金	943	短期借入金	950
商品及び製品	42	リース債務	69
原材料及び貯蔵品	574	未払金	79
前払費用	424	未払費用	1,819
繰延税金資産	323	未払法人税等	8
その他	45	前受金	0
貸倒引当金	△0	預り金	184
固定資産	**22,306**	賞与引当金	477
有形固定資産	**14,565**	ポイント引当金	287
建物	7,363	資産除去債務	8
構築物	478	その他	704
機械及び装置	80	**固定負債**	**2,895**
車両運搬具	6	リース債務	198
工具、器具及び備品	490	長期未払金	322
土地	5,723	退職給付引当金	1,026
リース資産	248	資産除去債務	1,324
建設仮勘定	173	長期預り保証金	23
無形固定資産	**153**	**負債合計**	**8,690**
借地権	21	**純資産の部**	
ソフトウエア	118	**株主資本**	**29,124**
商標権	1	**資本金**	**10,056**
その他	12	**資本剰余金**	**9,875**
投資その他の資産	**7,588**	資本準備金	9,872
投資有価証券	1,691	その他資本剰余金	2
出資金	0	**利益剰余金**	**9,311**
長期前払費用	114	利益準備金	392
繰延税金資産	455	その他利益剰余金	8,918
長期預金	520	固定資産圧縮積立金	45
差入保証金	4,789	別途積立金	8,200
その他	47	繰越利益剰余金	673
貸倒引当金	△30	**自己株式**	**△118**
		評価・換算差額等	**397**
		その他有価証券評価差額金	397
		純資産合計	**29,522**
資産合計	**38,213**	**負債純資産合計**	**38,213**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ．売　　上　　高		43,430
Ⅱ．売　　上　　原　　価		13,862
売　　上　　総　　利　　益		29,568
Ⅲ．販売費及び一般管理費		29,333
営　　業　　利　　益		234
Ⅳ．営　　業　　外　　収　　益		
受取利息及び配当金	41	
受　　取　　手　　数　　料	5	
協　　賛　　金　　収　　入	8	
そ　　の　　他	12	67
Ⅴ．営　　業　　外　　費　　用		
支　　払　　利　　息	8	
訴　　訟　　関　　連　　費　　用	10	
賃貸借契約解約損	1	
そ　　の　　他	5	25
経　　常　　利　　益		275
Ⅵ．特　　別　　損　　失		
固　　定　　資　　産　　除　　却　　損	45	
減　　損　　損　　失	614	660
税　引　前　当　期　純　損　失		385
法人税、住民税及び事業税	262	
法　　人　　税　　等　　調　　整　　額	△45	216
当　　期　　純　　損　　失		601

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
（平成26年４月１日）期首残高	10,056	9,872	2	392	46	8,200	1,340	△116	29,794
会計方針の変更による累積的影響額							294		294
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,056	9,872	2	392	46	8,200	1,635	△116	30,089
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の積立					2		△2		－
固定資産圧縮積立金の取崩					△3		3		－
剰余金の配当							△361		△361
当期純損失							△601		△601
自己株式の取得								△2	△2
自己株式の処分			0					0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	0	－	△0	－	△962	△2	△965
（平成27年３月31日）期末残高	10,056	9,872	2	392	45	8,200	673	△118	29,124

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
（平成26年４月１日）期首残高	205	30,000
会計方針の変更による累積的影響額		294
会計方針の変更を反映した当期首残高	205	30,294
事業年度中の変動額		
固定資産圧縮積立金の積立		－
固定資産圧縮積立金の取崩		－
剰余金の配当		△361
当期純損失		△601
自己株式の取得		△2
自己株式の処分		0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	192	192
事業年度中の変動額合計	192	△772
（平成27年３月31日）期末残高	397	29,522

個　別　注　記　表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有　価　証　券

その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

・時価のないもの　　総平均法による原価法

② た な 卸 資 産

・製品、仕掛品及び原材料　　総平均法による原価法

・商　　品　　先入先出法による原価法

・貯　蔵　品　　先入先出法による原価法

なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　3年～50年

構築物　　10年～30年

器具及び備品　　2年～20年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リ ー ス 資 産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用　　定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金　　従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に対応する額を計上しております。

③ 役員賞与引当金　　役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

なお、当事業年度は該当する引当額はありません。

④ ポイント引当金　　顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

また、過去勤務費用は、発生事業年度に全額を費用処理することとしております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が457百万円、繰延税金資産が162百万円それぞれ減少し、繰越利益剰余金が294百万円増加しております。なお、損益計算書に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額、１株当たり当期純損失金額に与える影響は軽微であります。

3．会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、木曽路部門にて導入しているポイント制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、将来の利用が見込まれる額をポイント引当金として計上しておりましたが、ポイント管理システムの改修を行った結果、当事業年度において、より精緻なポイント残高の把握が可能になりました。これに伴い、ポイント残高、使用実績率及び失効実績率の見直しを行い、より現状に即した見積もりを行う方法に変更しています。

この結果、当事業年度の売上高、営業利益、経常利益がそれぞれ148百万円減少しており、税引前当期純損失が148百万円増加しております。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産　　差入保証金　　10百万円
（注）上記を資金決済に関する法律に基づき供託しております。
(2) 有形固定資産の減価償却累計額　　17,205百万円
(3) 取締役、監査役に対する金銭債務　　322百万円

5．損益計算書に関する注記

特別損失

減損損失の内訳は次のとおりであります。

・地域別の内訳　　（単位：百万円）

地域・用途	種　類	減損損失
東京都　9店舗	建物等	215
大阪府　8店舗	建物等	152
千葉県　3店舗	建物等	128
兵庫県　3店舗	建物等	60
愛知県　1店舗	建物等	58
合　計		614

・科目別の内訳　　（単位：百万円）

科　目	減損損失
建　物	570
その他	44
合　計	614

６．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	25,913,889株	－株	－株	25,913,889株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	75,908株	1,210株	158株	76,960株

(注) 増加株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。
減少株式数は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月26日 定時株主総会	普通株式	180百万円	7円	平成26年３月31日	平成26年６月27日
平成26年10月30日 取締役会	普通株式	180百万円	7円	平成26年９月30日	平成26年11月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月25日 定時株主総会	普通株式	180百万円	利益剰余金	7円	平成27年3月31日	平成27年6月26日

7．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 流動の部

繰延税金資産	
賞与引当金	157百万円
未払事業税等	31
資産除去債務	2
ポイント引当金	94
その他	36
繰延税金資産合計	323

② 固定の部

繰延税金資産	
退職給付引当金	331
長期未払金	104
減損損失	290
資産除去債務	426
投資有価証券評価損	27
その他	117
繰延税金資産小計	1,297
評価性引当額	△ 550
繰延税金資産合計	746
繰延税金負債	
有形固定資産	△ 117
固定資産圧縮積立金	△ 21
その他有価証券評価差額金	△ 151
その他	△ 1
繰延税金負債合計	△ 291
繰延税金資産の純額	455

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来35.54%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.23%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は70百万円減少し、法人税等調整額が85百万円、その他有価証券評価差額が15百万円、それぞれ増加しております。

８．金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、資金予算及び資金計画の範囲内で、安全性、流動性、収益性に留意して行うこととしています。また、資金調達については、銀行借入、リース、新株・社債等の発行による方針であります。なお、当社はデリバティブ取引については、現在利用しておらず、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

① 営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、掛売取引を新規に開始するときは経理部長の承認を要することとしております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、締め後３ヶ月を経過した場合は、速やかな回収を図る体制としております。

② 投資有価証券のうち株式等については、市場価格の変動リスクに晒されております。主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価を取締役会に報告しております。また、債券は時価の状況にもよりますが、すべて満期まで保有する予定であります。

③ 差入保証金は店舗用の土地・建物の賃借に伴うものであって、これには貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の業務規程に従って、定期的に貸主の信用状況を把握することとしています。また、差入保証金については、契約期日前の解約に伴う返還請求権喪失のリスクに晒されておりますが、これについては、賃貸借期間を適切に設定するよう努めております。

④ 営業債務である買掛金は、平均１ヶ月以内の支払期日であります。

⑤ 短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。借入金等、金融機関からの資金調達は、経理規程に従って稟議決裁を要し、重要なものについては取締役会の承認を要することとしています。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、重要性に乏しいのでヘッジ手段は講じておりません。

⑥ 営業債務や短期借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金収支計画を作成して管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1)現金及び預金	13,554	13,554	－
(2)売掛金	943	943	－
(3)投資有価証券	1,691	1,691	－
(4)長期預金	520	499	△20
(5)差入保証金	4,789	4,532	△256
資　産　計	21,497	21,221	△276
(1)買掛金	1,205	1,205	－
(2)短期借入金	950	950	－
負　債　計	2,155	2,155	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は基準価額又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期預金

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 差入保証金

これらの時価について、契約期間及び過去の契約更新等並びに信用リスクを勘案し、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式	0

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、(3)「投資有価証券」には含めておりません。

９．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	1,142円64銭
(2) １株当たり当期純損失	23円27銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

（注）本計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月１日

株式会社　木　曽　路
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　瀧　沢　宏　光　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　神　野　敦　生　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社木曽路の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第６６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、事業報告に記載のとおり、昨年８月に発覚した一部店舗におけるメニュー不正表示問題に関し、再発防止策が実施され、改善がなされていることを確認しております。監査役としては、引き続きコンプライアンス体制の強化及び企業倫理の徹底が図られるよう注視してまいります。本件を除いて、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月12日

株式会社　木　曽　路　監査役会

常勤監査役　松　岡　宏　昌　㊞

常勤監査役　青　野　康　徳　㊞

社外監査役　加　藤　正　樹　㊞

社外監査役　熊　田　登与子　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備え内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様への安定した配当を維持することを基本方針としております。

期末配当につきましては、これらの基本方針と当期の業績を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金７円　　総額　180,858,503円
　　なお、中間配当金として７円をお支払いしておりますので、年間配当金は１株当たり14円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 当社のガバナンス体制強化を図るため、社外取締役を含め、取締役の員数を現行の８名以内から12名以内に増員するものであります。

(2) 平成27年５月１日施行の会社法の改正により、非業務執行取締役ならびに監査役と責任限定契約を締結できることとなりました。これに伴い、非業務執行取締役ならびに監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分発揮できるようにするため、当社と非業務執行取締役ならびに監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第26条（取締役の責任免除）および第33条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第26条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第21条（取締役の員数） 当会社の取締役は、8名以内とする。	第21条（取締役の員数） 当会社の取締役は、12名以内とする。
（新設）	第26条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第26条～第31条 （条文省略）	第27条～第32条 （現行どおり）
（新設）	第33条（監査役の責任免除） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第32条～第45条 （条文省略）	第34条～第47条 （現行どおり）

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、ガバナンス体制強化を図るため、社外取締役２名を含む、９名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、第２号議案が原案どおり承認可決を条件といたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	よしえもとゆき 吉江源芝 （昭和22年７月18日生）	昭和46年４月　㈱協和銀行〔現㈱りそな銀行〕入行 昭和52年４月　当社入社 昭和53年６月　当社商品部長 昭和56年７月　当社専務取締役 昭和62年６月　当社代表取締役 平成５年６月　当社代表取締役社長 平成18年６月　当社代表取締役会長（現任）	221,991株
2	まつばらひでき 松原秀樹 （昭和30年12月３日生）	昭和54年４月　㈱ファミリーフーズ入社 昭和57年２月　当社入社 昭和61年４月　当社東京本部次長 平成元年６月　当社取締役木曽路東京営業部長 平成５年４月　当社取締役人事部長 平成５年６月　当社常務取締役 平成８年９月　当社常務取締役木曽路営業本部長 平成13年３月　当社常務取締役重要業務統括 平成13年６月　当社取締役副社長 平成14年６月　当社代表取締役副社長 平成18年６月　当社代表取締役社長（現任）	722,771株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	木野克典（きのかつのり） (昭和28年８月14日生)	昭和52年４月　㈱東海銀行〔現㈱三菱東京UFJ銀行〕入行 昭和61年２月　当社入社 昭和62年４月　当社事業開発室長 昭和62年６月　当社取締役 平成３年５月　当社取締役商品部長 平成４年４月　当社取締役人事企画部長 平成５年４月　当社取締役東京本部長 平成５年６月　当社常務取締役 平成９年２月　当社常務取締役素材屋東京営業部長 平成12年１月　当社常務取締役東京本部長 平成13年６月　当社専務取締役 平成14年５月　当社専務取締役東京駐在 平成17年８月　当社専務取締役東京駐在兼とりかく営業部長 平成23年７月　当社専務取締役東京駐在（現任）	141,672株
4	仲沢栄一（なかざわえいいち） (昭和22年１月27日生)	昭和48年８月　宝塚観光㈱営業支配人 昭和54年２月　当社入社木曽路栄店店長代理 昭和54年９月　当社居来瀬営業部長 平成５年６月　当社取締役 平成９年２月　当社取締役素材屋名古屋営業部長 平成10年２月　当社取締役地中海営業部長 平成10年12月　当社取締役事業開発室長 平成13年３月　当社取締役内部監査室長、衛生管理室担当（現任）	12,650株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	稲垣信一（いながきしんいち） (昭和33年５月19日生)	昭和48年３月　合資会社河芳入社 昭和60年８月　当社入社 平成12年４月　当社購買開発部長 平成14年５月　当社執行役員購買開発部長 平成15年４月　当社執行役員商品本部長兼購買開発部長 平成18年２月　当社執行役員商品本部長兼品質管理部長 平成19年６月　当社取締役商品本部長兼品質管理部長 平成22年２月　当社取締役商品本部長兼品質管理部長兼購買開発部長 平成24年１月　当社取締役商品部長、外販営業部担当（現任）	1,200株
6	松岡利朗（まつおかとしあき） (昭和39年９月26日生)	昭和62年４月　当社入社 平成15年１月　当社人材開発部長 平成19年５月　当社人事本部長兼人事部長兼人材開発部長 平成20年６月　当社執行役員人事本部長兼人事部長兼人材開発部長 平成23年６月　当社取締役人事本部長兼人事部長兼人材開発部長 平成24年１月　当社取締役人事総務部長（現任）	1,000株
7	大橋浩（おおはしひろし） (昭和38年７月16日生)	昭和62年４月　当社入社 平成22年５月　当社企画部長 平成23年４月　当社執行役員企画部長 平成25年６月　当社取締役企画部長、経理部・事務能率センター担当（現任）	1,000株
８＊	松井常芳（まついつねよし） (昭和26年４月３日生)	昭和49年４月　東邦ガス㈱入社 平成10年６月　同社　お客さまサービス部長 平成13年４月　同社　リビング流通部長 平成16年６月　同社　総務部長 平成18年６月　同社　執行役員 東邦ガスリビング㈱　代表取締役社長 平成20年６月　東邦ガス㈱　常務執行役員 平成22年６月　同社　専務執行役員 平成25年６月　同社退職 平成27年５月　東邦ガスリビング㈱　代表取締役会長（現任）	0株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9＊	いとうくにあき 伊藤邦昭 （昭和26年６月22日生）	昭和49年４月　㈱日本興業銀行入社 平成７年３月　同社　営業第10部副部長 平成７年５月　同社退職 平成７年８月　㈱明輝商会　代表取締役社長（現任） 平成10年２月　㈱ラミテック　代表取締役社長（現任） 平成17年４月　㈱メイキ　代表取締役社長（現任）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

２．＊印は新任候補者であります。

３．松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、社外取締役候補者であります。

４．社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

（１）社外取締役候補者とした理由

松井常芳氏及び伊藤邦昭氏については、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を、当社取締役として活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

（２）社外取締役としての職務を遂行できると判断する理由

松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、会社経営者として会社経営に関与された経験があり、優れた実績を掲げており、かつ高い見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

（３）独立役員の指定について

当社は、松井常芳氏及び伊藤邦昭氏が取締役として選任され就任した場合には、両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として各取引所に届け出る予定であります。

（４）責任免除について

当社は、松井常芳氏及び伊藤邦昭氏が社外取締役に選任され就任した場合、第２号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、両氏との間に会社法第427条第１項の損害賠償責任の限度額を、同法第425条第１項の最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第４号議案　取締役の報酬限度額改定の件

１．提案の理由

当社の取締役の報酬限度額は、平成５年６月29日開催の第44回定時株主総会において、年額240百万円として現在に至っております。

本総会において、定款の変更を行い、取締役の員数枠を８名から12名とすることを議案としており、また、本総会において社外取締役２名を含む９名の選任を行うなど、今後の増員を勘案し、取締役の報酬限度額を改めさせていただきたいと存じます。

２．改定の内容

取締役の報酬限度額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

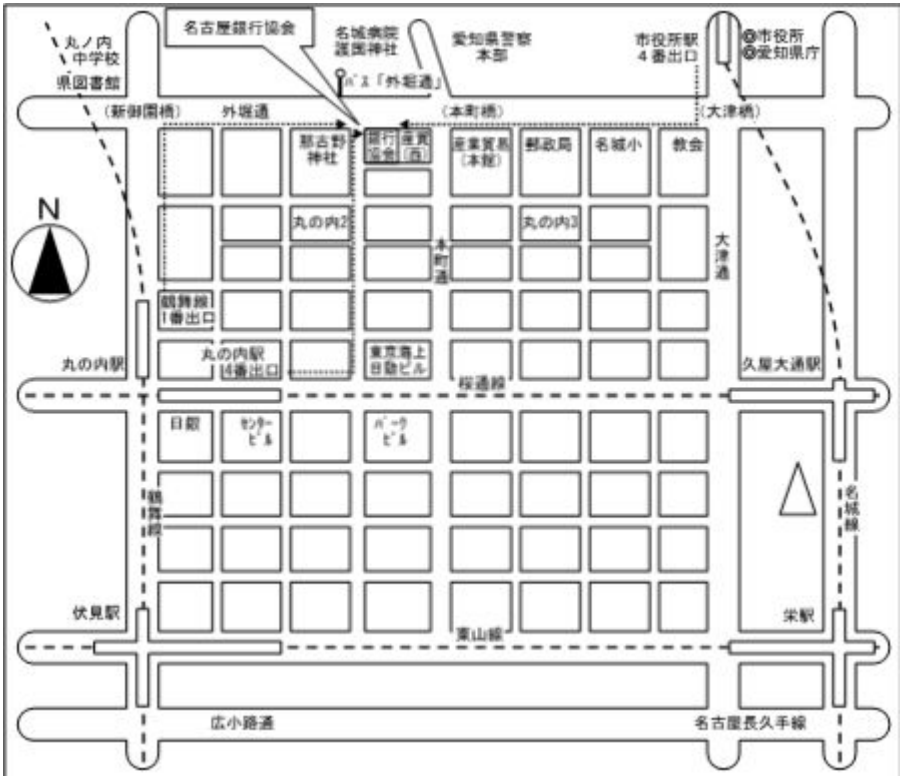
なお、現在の取締役は７名（うち社外取締役は０名）でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって取締役の員数は９名（うち社外取締役２名）となります。

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場　〒460-0002
名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会会館　５階大ホール
電話　０５２（２３１）７８５１



交通のご案内

●地下鉄　桜通線「丸の内」駅４番出口より徒歩６分
●地下鉄　鶴舞線「丸の内」駅１番出口より徒歩６分
●地下鉄　名城線「市役所」駅４番出口より徒歩８分
●市バス　名古屋ターミナルビル乗車、「外堀通」下車

※株主総会会場に駐車場はございませんので、ご了承ください。